

公立大学法人都留文科大学
平成 30 事業年度に係る業務の実績に関する評価結果書

令和元年 8 月 23 日

都留市公立大学法人評価委員会

— 目 次 —

I	評価実施の根拠法	1
II	評価の対象	1
III	評価の目的	1
IV	評価者	1
V	評価を実施した時期	1
VI	評価方法の概要	2
1	評価の実施に関する定め	2
2	評価の手法	2
3	法人の自己評価の方法	2
4	評価実施の経過	3
VII	評価の結果	3
1	総合的な評定	3
2	評価概要	3
(1)	全体的な状況	3
(2)	大項目ごとの状況	6
①	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	6
②	研究に関する目標を達成するためにとるべき措置	7
③	地域貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置	8
④	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	9
⑤	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	11
⑥	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するた めにとるべき措置	12
⑦	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	13
3	法人による自己評価結果と異なる評価を行った事項	15
VIII	法人に対する勧告	15
IX	法人からの意見の申し出とその対応	15
X	項目別評価結果総括表	16

I 評価実施の根拠法

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 78 条の 2 第 1 項第 1 号

II 評価の対象

平成 30 年度における法人の中期計画（平成 27 年 3 月 17 日認可、平成 27 年 8 月 6 日変更認可、計画期間：平成 27 年度～令和 2 年度）の進捗状況

III 評価の目的

法人の大学運営上の問題点、改善すべき業務を明らかにすることにより、都留文科大学（以下「大学」という。）の継続的な質的向上を促進すること及び評価を通じ社会への説明責任を果たすことを目的として行う。

IV 評価者（評価委員会委員名簿）

氏 名	役 職 等	
原 護	委員長	きさらぎ監査法人 監査委員
小 俣 政 英		都留市商工会 会長
信 田 恵 三		ひまわり法律事務所 弁護士
村 田 俊 也		公益財団法人 山梨総合研究所 専務理事
川 村 直 廣		教育委員会 前委員

V 評価を実施した時期

令和元年 7 月 1 日～令和元年 8 月 23 日

VI 評価方法の概要

1 評価の実施に関する定め

公立大学法人都留文科大学の業務の実績に関する評価の実施要領（平成 22 年 1 月 27 日 都留市公立大学法人評価委員会決定、平成 28 年 6 月 22 日、平成 30 年 6 月 25 日一部改正）

2 評価の手法

法人の自己評価の結果を活用する間接評価方式

3 法人の自己評価の方法（評価項目・評価基準及びその判断の目安の概要）

【最小単位別評価】			【大項目別評価】			【全体評価(総合的な評価)】		
①年度計画の最小項目ごとの達成状況を5段階評価			②中期計画の7つの大項目ごとの達成状況を5段階評価			③中期計画全体の進捗状況を5段階評価		
評点	評語	判断の目安	符号	評語	判断の目安	符号	評語	判断の目安
5	年度計画を十二分に達成	達成度120%以上	S	中期計画の進捗状況は優れて順調	①の評点の単純平均値4.3以上	S	中期計画の進捗状況は優れて順調	②を各大項目のウエイトで乗じた合計値4.3以上
4	年度計画を十分達成	100%以上120%未満	a	中期計画の進捗状況は順調	3.5以上4.2以下	A	中期計画の進捗状況は順調	3.5以上4.2以下
3	【標準】年度計画を概ね達成	90%以上100%未満	b	【標準】中期計画の進捗状況は概ね順調	2.7以上3.4以下	B	【標準】中期計画の進捗状況は概ね順調	2.7以上3.4以下
2	年度計画はやや未達成	70%以上90%未満	c	中期計画の進捗状況はやや遅れている	1.9以上2.6以下	C	中期計画の進捗状況はやや遅れている	1.9以上2.6以下
1	年度計画は未達成	70%未満	d	中期計画の進捗状況は遅れている	1.8以下	D	中期計画の進捗状況は遅れている	1.8以下

備考

1 最小単位別評価における判断の目安

- (1)年度計画が掲げる数値目標が「〇〇率 100%」であるなど、当該目標の性質上、達成度が目標を超える余地がない場合には、「達成度が 100%であったときを 5」、「達成度が 95%以上 100%未満であったときを 4」、「達成度が 90%以上 95%未満であったときを 3」、「達成度が 70%以上 90%未満であったときを 2」、「達成度が 70%未満であったときを 1」とする。
- (2)年度計画が「〇〇について検討（取り組む）する」ことを内容とするものである場合には、「当該検討の結果、他大学の模範となるような優れた効果、効用が発生したときを 5」、「当該検討の結果、何らかの効果、効用が発生したときを 4」、「当該検討の結果、期待する結果を得たときを 3」、「期待する結果を得るに至らず引き続き検討段階であるときを 2」、「取組みなしを 1」とする。
- (3)最小単位別評価の評点うち 3 以上の評点の占める割合が 90%未満の場合は、一段階下げも可とする。

4 評価実施の経過

6月28日	法人から業務実績報告書の提出
8月5日	都留市公立大学法人評価委員会開催
8月21日	評価書原案の法人提示
8月23日	評価書原案に対する法人意見の提出
8月23日	評価書の確定

Ⅶ 評価の結果

1 総合的な評定

「中期計画の進捗は概ね順調である」の B 評価

【理由】

法人の自己評価による総合的な評定は、「中期計画の進捗は概ね順調である」となっている。

評価委員会において法人から提出された書類、法人関係者からのヒアリング等に基づきその妥当性を検証したところ、一部に進捗の遅れはあるものの、概ね順調に推移しており評価委員会の総合評定は、法人の自己評価とおりとすることが妥当であると判断した。

2 評価概要

(1) 全体的な状況

大学淘汰の時代の中でも、将来にわたって学生から選ばれる「魅力あふれる大学」であり続けるため、都留文科大学に対する期待はますます大きくなってきている。新たな取り組みを推進しつつも、過年度から積み残しとなっている課題に取り組むためには、地方独立行政法人法の理念に沿って、PDCA（目標⇒計画⇒評価⇒業務運営への反映）のサイクルに基づきながら、スピード感を持って対応していく必要がある。

平成30年度の事業評価については、第2期中期目標期間の4年目を終え、目標達成に向けて着実に歩いていくための重要なものとなる。第2期中期目標の4つの基本目標である「教員養成系大学としてのブランドの強化」「地域を作りグローバル化を支える人材の育成」「教育首都つる」推進に向けた地域貢献」「柔軟で機動力のある大学経営の推進」

に着目し、評価を行った。

まず、「教員養成系大学としてのブランドの強化」については、魅力ある大学づくりに向けた最も重要となる項目である。大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置については、既存学部、学科、専攻科、大学院の見直しについて再課程認定申請について文部科学省より認定書の交付を受けるなど、魅力あふれる大学づくりに向けた大きな一歩となるものであり、今後の大学の発展が期待されている。新しい大学の構築を滞りなく行うためにも、万全の体制で臨まれない。

次に、「地域を作りグローバル化を支える人材の育成」については、都留文科大学では、地域から日本全体や海外へ向けての広い視野を持った人材の育成等、「ひとづくり」について特に力をいれており、学生が心身共に健康で、経済的にもより安定した環境下で勉学に専念できるよう、学習・学生生活を支援するサポート体制を構築されたい。また、教員等においても健康管理等、十分に配慮を行い滞りない運営ができるよう意識していただきたい。

次に、「「教育首都つる」推進に向けた地域貢献」については、これまでも本市小中学校に対しSAT事業などの特色ある事業を展開されており、今後もより地域と連携協働した教育研究活動の推進を期待している。また、本市が推進している「生涯活躍のまち・つる」事業において、大学が保有する知識・情報・教育資源の地域還元となる、社会人受入促進を図るための独自プログラムや有料講座等、今後も積極的に検討いただきたい。

次に、「柔軟で機動力のある大学経営の推進」については、法人化から約10年が経過し、経営と教学において理事長と学長がそれぞれのリーダーシップを発揮することで、機動力のある組織運営を図るよう努力されている。大学淘汰の時代、今後も運営費交付金等の財源に頼るのではなく、効果的・効率的な大学運営の下、自主財源を獲得することで、大学経営と教育研究活動の活性化を目指し、「自主自立的で効率的な経営体制の構築」に向けて取り組んでいただきたい。

都留市の最高規範である「都留市自治基本条例」では、大学の役割として、「市や市民等と連携、協働する中で、大学はその知的資源を最大限に活用し、都留市のまちづく

りに寄与するとともに、市民と学生の交流を積極的に進め、都留市の活性化に努めること」としている。また、大学の運営は、都留市からの運営費交付金によって維持されている。このことを踏まえ、大学は、市民に支援されていることを十分に認識し、これまで以上に地域課題に対して積極的に取り組み、その成果を広く市民に還元することが命題であり、それを意識する中で、より個性的で魅力的な事業展開を図っていただきたい。

結びに、大学には、刻々と変化する社会情勢を敏感に感じ取り、社会の要請に応える人材を育成、輩出することで、持続的に発展することを期待する。

今後とも、理事長、学長のリーダーシップのもと、第2期中期目標が確実に達成できるような組織体制の強化を図り、不断の自己改革を実行していただくようお願いする。

(2) 大項目ごとの状況

① 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ア 教育に関する目標を達成するための措置
- イ 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
- ウ 学生への支援に関する目標を達成するための措置

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a	3.7	5点	19	24.3%
		4点	26	33.3%
		3点	29	37.2%
		2点	2	2.6%
		1点	2	2.6%
		合計	78	100.0%

ア 教育に関する目標を達成するための措置

- ・既存学部、学科、専攻科、大学院の見直し、再編においては、常に情報収集を行い、社会情勢、学生のニーズを踏まえ検討をされたい。【3】
- ・入学志願者について、目標数値に若干届いておらず、今後、中期目標の最終目標である5,000人以上の確保に努められたい。【10】
- ・オープンキャンパスならびに高校訪問を通して、今後も高校及び入学希望者に対し、「選ばれる大学」「魅力ある大学」として注力されたい。【11】【12】
- ・魅力ある大学院教育を進めるための海外留学や国際学会等の奨学金制度についての周知など、大学院志願者についても確保できるよう努められたい。【30】

イ 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ・平成31年度教員配置計画を策定するにあたり、効率的で効果的な配置により、魅力あふれる大学づくりに向けた教員配備を推進されたい。【38】
- ・「授業評価アンケート」については、意見を聞く貴重な機会であるため、実施率の向上とともに、その活用方法及び授業改善を促進されたい。【44】

ウ 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ・「新入生メンタルテスト」については、引き続き細やかなサポートに努められたい。また、新入生だけに留まらず在学生のケアも検討されたい。【45】
- ・卒業後のアフターケアを含め助言等適切に行い、きめ細やかな配慮ができるよう努力されたい。【50】

② 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置
イ 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a→b	3.8	5点	6	50.0%
		4点	2	16.7%
		3点	2	16.7%
		2点	0	0.0%
		1点	2	16.6%
		合計	12	100.0%

※「最小単位別評価の評点平均値」が3.5以上ではあるが、「3点以上の評点が占める割合」については83.3%で90%未満であるため、評定を1段階引き下げ「b評価」とした。

ア 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ・個々の教員の研究に対する学術研究費補助金の申請等については、「研究の質の向上」及び「教育の質の向上」に欠かせないものとなっている。今後とも継続的な支援に努められたい。【61】【62】

イ 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ・「科学研究費補助金」「特別教育研究費交付金」については、数値目標を下回っている。教員の研究の活性化が、「教育の質の向上」につながるものであることを意識し、数値目標の達成に向けた改善について努められたい。【65】【67】

③ 地域貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置
イ 国際化に関する目標を達成するための措置

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a→b	3.7	5点	7	23.3%
		4点	14	46.7%
		3点	5	16.7%
		2点	1	3.3%
		1点	3	10.0%
		合計	30	100.0%

※「最小単位別評価の評点平均値」が3.5以上ではあるが、「3点以上の評点が占める割合」については86.7%で90%未満であるため、評定を1段階引き下げ「b評価」とした。

ア 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- ・都留市及び市内に所在する健康科学大学、山梨県立産業技術短期大学校と連携し、大学コンソーシアムつるにおける事業展開について積極的に取り組まれたい。【73】
- ・高大連携事業における都留興譲館高等学校の連携授業について、今後も参加者が増えるような対策を講じ、事業に取り組まれたい。【74】
- ・都留市における地域教育の大きな特色となっているSATについては、平成30年度も多くの学生が参加しているが、目標値に届かず減少傾向にある。適切な配置人数の見直しを行うこと。地域貢献として大学の存在意義を高める活動であり、教員を目指す学生にとって教育現場を体験できる貴重な仕組みとなっているので、今後も

推進されたい。【75】

- ・社会人のための独自プログラムについて、都留市が推進している「生涯活躍のまち・つる」事業において重要な位置付けとなっており、今後の対応を期待する。【80】

イ 国際化に関する目標を達成するための措置

- ・都留で学ぶ留学生の受け入れや、グローバル教育奨学金など、海外の学生と交流するための基盤は整っている。これらを最大限に活用し、学生が国際感覚を涵養できるような仕組みを構築されたい。【82】【85】

④ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- | |
|--------------------------------|
| ア 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置 |
| イ 多様な教職員の活躍の促進に関する目標を達成するための措置 |
| ウ 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 |

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a→b	3.5	5点	4	19.0%
		4点	7	33.3%
		3点	6	28.6%
		2点	3	14.3%
		1点	1	4.8%
		合計	21	100.0%

※「最小単位別評価の評点平均値」が2.7以上3.4以下の範囲ではあるが、「3点以上の評点が占める割合」については81.0%で90%未満であるため、評定を1段階引き下げ「c評価」とした。

ア 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ・「教員及び事務職員の業績評価」については、双方が納得できる公平な評価システムを確立し、給与への反映などのインセンティブとして活用できるよう、他大学の先進事例を調査するなど、検討を進めるとともに事務職員の業績評価等を有効な活用を図られたい。【93】

イ 多様な教職員の活躍の促進に関する目標を達成するための措置

- ・「職員及び教員の適正配置」は、大学の運営において非常に重要な問題である。市と協議し、市からの派遣職員とのバランスを考慮しながら、経営的かつ適切な教職員の配置に努められたい。【96】【97】【98】
- ・教員の健康安全管理も適正に行い、定期健康診断等について積極的に受診される体制を確立されたい。【100】

ウ 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・事務処理の効率化・合理化や事務組織の機能・編成の見直し等に具体的方策をとり、高い事務組織、施設の有効活用、職員の職能成長を図られたい。【101】【102】【103】

⑤ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア	外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置
イ	予算の適正かつ効率的な執行に関する目標を達成するための措置
ウ	資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a→b	3.8	5点	5	55.6%
		4点	1	11.1%
		3点	1	11.1%
		2点	0	0.0%
		1点	2	22.2%
		合計	9	100.0%

※「最小単位別評価の評点平均値」が2.7以上3.4以下の範囲ではあるが、「3点以上の評点が占める割合」については77.8%で90%未満であるため、評定を1段階引き下げ「b評価」とした。

ア 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ・科学研究費補助金については、自主財源確保の観点からも、申請件数の増加を目指し、受給者・受給額の増加に努められたい。【105】【再掲】

イ 予算の適正かつ効率的な執行に関する目標を達成するための措置

- ・水道光熱費の抑制や学内会議資料のペーパーレス化等、経費削減について大学の経営努力が見られている。費用対効果を意識した上で、今後とも更なる経費の削減に努められたい。【108】

ウ 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・大学が保有する多くの施設について有効活用を図るため、市民が利用できることを周知し、市民開放件数の増加に努められたい。【109】【再掲】

⑥ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

- | |
|---------------------------------|
| ア 評価の充実に関する目標を達成するための措置 |
| イ 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置 |

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a	4.0	5点	0	0.0%
		4点	4	100.0%
		3点	0	0.0%
		2点	0	0.0%
		1点	0	0.0%
		合計	4	100.0%

ア 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・事業報告書については、事業の実施状況に留まらず、点数が低い項目については、目標の達成に向けた改善策について記載するなど、今後も内容を充実されたい。

【110】

イ 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- ・今後も、インターネットコンテンツ等多様なメディアを活用した戦略的なプロモーションを実施されたい。【112】

⑦ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

- ア 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
- イ 安全管理に関する目標を達成するための措置
- ウ 法令遵守に関する目標を達成するための措置
- エ 環境への配慮に関する目標を達成するための措置

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a	3.5	5点	2	14.2%
		4点	6	42.9%
		3点	6	42.9%
		2点	0	0.0%
		1点	0	0.0%
		合計	14	100.0%

ア 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・引き続き、ラーニング・コモンズとして、学生の自学・自習スペースの整備に努められたい。【再掲】

イ 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・学生の安全・安心な環境確保し、災害に備えるためにも行政機関や地域との連携を図り、危機管理体制を充実されたい。【114】
- ・昨今のインターネットを取り巻く脅威に対して適切に対応するため、また、情報漏洩等のリスクを回避するためにも情報セキュリティポリシーを早急に策定し、情報の管理を徹底されたい。【116】

ウ 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ・大学は、非常に多くの個人情報管理しているという意識を持ち、引き続き個人情報保護の体制を充実されたい。【118】

エ 環境への配慮に関する目標を達成するための措置

- ・引き続き、学生や市民等を対象にした環境教育の実施を推進されたい。【120】

3 法人による自己評価結果と異なる評価を行った事項

第7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

(3) 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ・教職員及び学生に対し、法令順守等に関する研修会等を実施する。【117】 3 → 4

VIII 法人に対する勧告

なし

IX 法人からの意見の申し出とその対応

令和元年 8 月 21 日に評価書原案を法人に提示し意見照会を行った結果、令和元年 8 月 23 日付けで、「意見はない」旨回答があったことから、評価書原案を評価書として確定した。

X 項目別評価結果総括表

(別表のとおり)

注1：「VII 評価の結果 1 総合的な評定」欄には、全体評価に係る評定及びその理由を記載する。

注2：「VII 評価の結果 2 評価概要」欄には、当該年度の法人の業務運営における特徴的な事項、長所、問題点等に関し、評価の目的を達成するため、説明を付すことが適当と判断した事項、特記することが適当と判断した事項等について記載する。

注3：「VIII 法人に対する勧告」は、法人に対し必要な措置を求める必要があると判断した事項について記載する。

(5)平成30年度の事業年度評価に係る項目別評価結果総括表

区分 (大項目) (中項目)	中期計画 項目数 ①	最小単位 別評価の 対象項目 数(年度計 画項目数) ②	最小単位別評価の評点の内訳(個数)						最小単位 別評価の 評点平均 値 ⑨	最小単位別評価の評点の内訳(構成割合(%))							大項目別 評価 (評定) ⑰	大項目 のウエ イト ⑱	備 考
			5点 ③	4点 ④	3点 ⑤	2点 ⑥	1点 ⑦	計 ⑧		5点 ⑩	4点 ⑪	3点 ⑫	2点 ⑬	1点 ⑭	計 ⑮	3点以上 の評点が 占める割 合 ⑯			
第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	57	79	19	26	29	2	2	78	3.7	24.4	33.3	37.2	2.6	2.6	100.0	94.9	a	0.2	
1 教育に関する目標を達成するための措置	37	50	11	11	24	2	2	50	3.5	22.0	22.0	48.0	4.0	4.0	100.0	92.0			
2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	7	12	2	7	2	0	0	11	4.0	18.2	63.6	18.2	0.0	0.0	100.0	100.0			【再掲】(【24】と同じ)
3 学生への支援に関する目標を達成するための措置	13	17	6	8	3	0	0	17	4.2	35.3	47.1	17.6	0.0	0.0	100.0	100.0			
第2 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置	10	12	6	2	2	0	2	12	3.8	50.0	16.7	16.7	0.0	16.7	100.0	83.3	b	0.2	
1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	5	5	4	0	1	0	0	5	4.6	80.0	0.0	20.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
2 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	5	7	2	2	1	0	2	7	3.3	28.6	28.6	14.3	0.0	28.6	100.0	71.4			
第3 地域貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置	20	30	7	14	5	1	3	30	3.7	23.3	46.7	16.7	3.3	10.0	100.0	86.7	b	0.1	
1 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置	13	20	5	9	4	1	1	20	3.8	25.0	45.0	20.0	5.0	5.0	100.0	90.0			
2 国際化に関する目標を達成するための措置	7	10	2	5	1	0	2	10	3.5	20.0	50.0	10.0	0.0	20.0	100.0	80.0			
第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	16	25	4	7	6	3	1	21	3.5	19.0	33.3	28.6	14.3	4.8	100.0	81.0	b	0.2	
1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置	7	11	1	5	3	1	0	10	3.6	10.0	50.0	30.0	10.0	0.0	100.0	90.0			【93】(【91】と同じ)
2 多様な教職員の活躍の促進に関する目標を達成するための措置	6	10	2	2	2	2	0	8	3.5	25.0	25.0	25.0	25.0	0.0	100.0	75.0			【再掲】(【93】と同じ)2ヶ
3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	3	4	1	0	1	0	1	3	3.0	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	100.0	66.7			【101】(【96】と同じ)
第5 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	6	9	5	1	1	0	2	9	3.8	55.6	11.1	11.1	0.0	22.2	100.0	77.8	b	0.2	
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	4	5	2	0	1	0	2	5	3.0	40.0	0.0	20.0	0.0	40.0	100.0	60.0			
2 予算の適正かつ効率的な執行に関する目標を達成するための措置	1	3	2	1	0	0	0	3	4.7	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	1	1	1	0	0	0	0	1	5.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
第6 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	3	4	0	4	0	0	0	4	4.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	a	0.05	
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	2	2	0	2	0	0	0	2	4.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置	1	2	0	2	0	0	0	2	4.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
第7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	10	14	2	6	6	0	0	14	3.7	14.3	42.9	42.9	0.0	0.0	100.0	100.0	a	0.05	
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	2	2	0	0	2	0	0	2	3.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
2 安全管理に関する目標を達成するための措置	4	4	0	1	3	0	0	4	3.3	0.0	25.0	75.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
3 法令遵守に関する目標を達成するための措置	2	4	0	4	0	0	0	4	4.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
4 環境への配慮に関する目標を達成するための措置	2	4	2	1	1	0	0	4	4.3	50.0	25.0	25.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
単純合計(ウェイト非考慮)	122	173	43	60	49	6	10	168	3.7	25.6	35.7	29.2	3.6	6.0	100.0	90.5			
全体評価(総合的な評定)									3.7	32.8	30.7	22.5	3.7	10.2	100.0	86.1	B	1.00	

注:大項目及び単純合計の評点には、一の大項目内にある最小項目記載事項の再掲の評点が含まない。一の大項目に再掲があり、計が一致しない場合は、備考欄に注記する。

